

# (仮称) 道の駅 <sup>えんがる もり</sup> 遠軽 森のオホーツク出店・出品者募集要項

## 1. 趣旨

北海道遠軽町では、旭川・紋別自動車道遠軽ICの設置予定に伴い、同ICに隣接する「えんがるロックバレースキー場」と一体化した道の駅整備に向けて、『ゲレンデと遠軽とオホーツクの魅力を発信する道の駅』のコンセプトのもと地域の意向を反映した活力のある施設づくりを進めています。

この度、一般社団法人えんがる町観光協会が、2019年に登録を目指す「(仮称) 道の駅 遠軽 森のオホーツク」の指定管理者に決定したところであり、施設の開業に向けて、遠軽・オホーツクを全国にアピールし、末永く皆様に愛され親しまれる施設とするために、食の提供、物産品及び農・海産物等の販売におけるルールを定め、出店・出品者を募集します。

なお、当要項は施設の開業に向けての要項であり、開業後の指定管理者による変更を妨げるものではありません。

## 2. 施設概要

施設名称	(仮称) 道の駅 <sup>えんがる もり</sup> 遠軽 森のオホーツク		
所在地	紋別郡遠軽町野上150番地1		
設置者	遠軽町		
管理運営	指定管理者（一般社団法人えんがる町観光協会）		
開業予定	2019年12月ロジリニューアルオープン（スキー場営業開始に合わせる） 道の駅全体オープン（高規格道路 旭川・紋別自動車道遠軽ICの開通に合わせる）		
敷地面積	約21,000㎡		
建築面積	約1,035㎡		
延床面積	約1,619.71㎡（1階：約844.40㎡ 2階：約775.31㎡）		
駐車台数	小型車用178台、身障者用4台、大型車用9台、二輪車用10台、 電気自動車等充電設備1台		
営業時間	午前9時～午後6時（スキー場の冬期営業期間中ロジ部分は午後9時まで予定）		
募集業種	出店者（テナント）	軽食コーナー（施設2階） 屋外店舗スペース（駐車場横露店ブース）	約20㎡×1区画 約20㎡×最大4区画
	出品者（商品納入）	特産品販売施設（施設1階）	物販・直売各種商品
その他	1階フードコートについては指定管理者の直営とする		

※新元号未発表のため、西暦で表記しています。

## 3. 共通事項

出店・出品者に共通する考え方や基準について、次のとおり定めます。

①	道の駅をはじめ遠軽町の魅力向上のため、「おもてなし」の心を持った、優良なサービスを継続的に提供すること。
②	営業面において自己の利益追求だけでなく、町全体の利益も考え、「おいしいもの」、「良いもの」であることはもちろん、遠軽・オホーツクの素材を多く活用し「ここにしかないもの」、「遠軽町の目玉となるもの」を開発、提供する意気込みがあること。
③	指定管理者の指導・助言に従うとともに、他の出店・出品者等との協調・協力を図ること。
④	継続的な遠軽町民の雇用を前提とし、専門性が必要な場合においても、最大限配慮すること。
⑤	各種イベントの企画、実施等にも積極的に協力すること。
⑥	市街地飲食店及び丸瀬布・白滝を含む近隣道の駅との連携や一定の住み分けを図ること。
⑦	店舗の外観等は指定管理者の指導・助言のもと、一定の水準を満たすものであること。 <b>※屋外店舗スペースのみ</b>

#### 4. 募集概要

出店・出品者の募集概要について、次のとおり定めます。

##### (1) 利用期間

軽食コーナーは12月～3月、屋外店舗スペースは通年の営業とともに1年更新、特産品販売施設は随時更新とします。なお、利用は自動更新とし、更新を希望しない場合は、指定管理者が定める期限までに申し出ることとします。

##### (2) 利用形態

軽食コーナー及び屋外店舗スペースは定められた区画での営業とし、出店者は月額の利用料または業種別の売上額に対する利用料を納入します。また、特産品販売施設は委託販売方式とし、出品者は区分別の売上額に対する利用料及び商品情報・バーコード等を印字したラベルシールの発行手数料（1枚2～3円）を納入します。なお、利用料の額は別表に定める額を超えない範囲内で、指定管理者が定めることとします。

##### (3) 直接費

軽食コーナー及び屋外店舗スペースは、電気及び上下水道料金を出店者が別途負担します。なお、特産品販売施設は納入しないこととします。

##### (4) 店舗の造作費及び設備費

軽食コーナーの厨房設備については、遠軽町が設置します。なお、厨房設備の詳細は別紙のとおりとします。

屋外店舗スペースの建物、厨房設備及び看板等設置に係る費用は、出店者負担とします。ただし、電源及び給排水の取り出しについては、遠軽町が設置することとします。

##### (5) 確認事項等

出店・出品の申込みにあたっては、次の事項を満たす必要があります。

	軽食 コーナー	屋外店舗 スペース	特産品販売施設	
			物販	直売
指定管理者が掲げる基準に則した衛生管理に努めること。	○	○	/	
営業に際して必要な許可、免許等を有すること。または開店までに有する見込みであること。	○	○	○	○
安定した経営能力を有していること。	○	○	/	
優良なサービスを提供できる能力を有していること。	○	○	○	○
公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。	○	○	○	○
公租、公課を完納していること。	○	○	○	○
出店・出品者及びその従業員は、指定管理者の定める管理規則、関係諸法規及び行政官庁等の指示を遵守する。	○	○	○	○
営業業種、取扱品目は指定管理者との協議により定めたものに限ることとし、変更の際は指定管理者の承諾が必要となる。	○	○	○	○
利用物件を転貸したり、営業権などを第三者に譲渡したり、担保に供することはできない。	○	○	○	○
営業時間は、基本的に午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が許可するものについてはその限りでない。なお、年中無休（年末年始等指定管理者が指定する日を除く）を原則とするが、臨時休業する場合は指定管理者と協議する。	○	○	/	
各店舗に係る火災保険及び損害保険は、不動産部分は所有者である遠軽町が加入するが、その他、什器等の出店者の所有物については出店者の負担とする。	○	○	/	
従業員、パート職員等の雇用は、可能な範囲で町民を優先すること。	○	○	/	

【別表】

	軽食コーナー	屋外店舗スペース	特産品販売施設		
			物販	直売	
基本事項	◇町内に本店事業所を有する法人または町内に住所を有する個人・団体を優先する。ただし、町内からの出店・出品希望がない場合や、一定レベル以上のもの（味やサービス等）を提供できないと判断した場合、その他指定管理者が認める場合についてはこの限りでない。 ◇遠軽・オホーツクの素材を活用した商品を販売する（食事、テイクアウト可能な軽食・喫茶・スイーツ、物産品、農・海産物ほか）				
概要	◇出店者の募集を行い指定管理者が選定した業者が入居する ◇フードコートメニューとのすみ分けを図り、スキー場メニュー（ラーメン、カレー、丼物等）を中心に提供する ◇主に12月～3月の営業を前提とする	◇出店者の募集を行い指定管理者が選定した業者が入居する ◇フードコート及び軽食コーナーのメニューとのすみ分けを図る ◇指定管理者が考えるメニューについての提案型オファーを受けて提供する ◇通年での営業を前提とする	◇出品者は登録制とした中で出品者から出品依頼のあった商品を指定管理者が選定し委託販売を行う ◇指定管理者が指定する出品者の一部商品については金額等を調整の上、買い取りすることとし、応募書類の省略も可とする ◇賞味期限、消費期限を考慮し商品の種類により手数料は変動するものとする（委託・買い取り・町内・町外・食品・非食品ほか） ◇町内の出品者からの出品を原則とするが、指定管理者が認めるものについてはこの限りでない ◇通年での営業を前提とする		
区画	1区画 (約20㎡×1)	露店ブース 最大4区画 (約20㎡×4)			
利用期間	12月～3月 (1年更新)	通年 (1年更新)	通年 (随時更新)		
利用料 (月額)	40,000円 ※別途共益費 20,000円	業種別の売上額に対する算出 ①飲食施設 20%以内 ②物販施設 15%以内 ③その他施設 20%以内	区分別の売上額に対する算出 菓子・加工品 35%以内 食品 40%以内 雑貨 50%以内 酒類 20%以内 その他 50%以内	区分別の売上額に対する算出 農・海産物 15%以内 その他 50%以内	
手数料			ラベルシール 1枚2～3円 ※商品情報及びバーコード等印字		
直接費 (月額)	各自負担 ※電気・上下水道料金負担（ガスなし）				
店舗の造作費及び設備費	遠軽町設置	各自負担 (電気・給排水の取出自ら)			
受付期間	2019年2月1日（金）～2019年5月10日（金）				
決定時期	2019年6月以降（書類審査及び必要に応じた面接審査等により決定）				
入居	2019年11月以降（予定）				

※利用料の割合等の目安については個別に対応しますので、別記問合せ先までご連絡ください。

なお、出店・出品者の決定以降に割合を見直すことがありますので、ご了承ください。

※新元号未発表のため、西暦で表記しています。

5. 罰則規定

上記、4. 募集概要を遵守できない者、また、利用料等の滞納があった場合、指定管理者は出店・出品者に対し無条件で契約を解除できるものとし、指定管理者が指定する期日までに退去させることができます。

## 6. 応募概要

### (1) 応募書類

応募者は、別途定める様式により、次の応募書類を持参または郵送にて応募受付期間内に提出してください。

	軽食 コーナー	屋外店舗 スペース	特産品販売施設	
			物販	直売
出店・出品申込書（様式第1号）	○	○	○	○
出店・出品希望者概要書（様式第2号）	○	○	○	○
代表者履歴書（任意様式、写真貼付）	○	○		
代表者住民票抄本（発行から3か月以内）	○			
出店計画書（様式第3号）	○	○		
定款の写し及び会社登記簿謄本（法人のみ）	○	○		
貸借対照表及び損益計算書（直近3年分）	○			
所得税または法人税申告書の写し	○	○		
所得税または法人税の納税証明書	○	○	○	○
市町村民税または法人市町村民税の納税証明書	○	○	○	○

### (2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は応募資格がありません。

①	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きをしている者。
②	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きをしている者。
③	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。
④	成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）。
⑤	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
⑥	懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者。
⑦	国税、都道府県税及び市町村民税などを滞納している者。

### (3) 選定結果の通知及び出店・出品者の公表

出店・出品希望者から提出された書類による書類審査及び必要に応じた面接審査等によって、営業方針、営業実績、採算性等を総合的に審査し、選定結果は出店・出品希望者に通知するが、選定された出店・出品者名は公表しないこととします。

なお、審査の内容に関する問合せには回答しないこととします。

### (4) 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、当該出店・出品者の選定を取り消します。

- ① 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ② 出店・出品者の参加資格を満たさなくなった場合
- ③ その他、出店・出品者として不適格な事項が認められた場合

### (5) 応募受付締め切り

**2019年5月10日（金）必着**

### (6) 提出先及び問合せ先

一般社団法人 えんがる町観光協会（道の駅担当：佐藤）

〒099-0414 紋別郡遠軽町南町3丁目2番地224

TEL:0158-42-8360 FAX:0158-42-8360 メール:niji@engaru-kankou.jp